

改正

平成24年11月4日告示第93号

平成25年3月28日告示第28号

平成28年5月23日告示第53号

平成31年1月23日告示第2号

令和4年5月19日告示第73号

山元町ふるさと振興基金運用要綱

山元町ふるさと振興基金運用要綱（平成2年山元町要綱第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、山元町ふるさと振興基金条例（平成元年山元町条例第26号。以下「基金条例」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象事業）

第2条 町は、基金条例に定める目的を達成するため、次に掲げる事業を実施、又は、実施する者に対して支援、及び助成を行うものとする。

- （1）担い手や青少年等の人材育成に関する事業
- （2）まちづくりや地域づくりの推進に関する事業
- （3）教育や文化の振興に関する事業
- （4）産業や観光の振興に関する事業
- （5）保健、福祉及び医療の推進に関する事業
- （6）その他、独創的なまちづくりの推進に関する事業

（推進委員会）

第3条 前条に掲げる事業（以下「推進事業」という。）を計画的に推進するため、山元町ふるさと振興推進委員会（以下「委員会」という。）を置き、推進事業の選択等必要な事項について審議する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

- （1）委員長には町長、副委員長には副町長を充てる。
- （2）委員は、教育長、総務課長、企画財政課長、保健福祉課長、子育て定住推進課長、農林水産課長、商工観光交流課長、建設課長、生涯学習課長及び町長が必要と認める者を充てる。

- 3 委員長は会議の議長となり、委員会の事務を総理する。
 - (1) 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 委員会の庶務は、委員長が指名する課で行う。
- 6 委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(基金充当)

第4条 町が推進事業を実施する場合にあっては、その事業に係る経費のうち、委員会が適当と認めたものについて、その財源にふるさと振興基金を充当することができる。

(補助金交付)

第5条 推進事業のうち、次の各号に定める者（以下「団体等」という。）が自主的に企画し、他の団体等のモデルとなる先導的なまちづくり活動を実施する場合、町長は、委員会が適当と認めたものについて予算の範囲内で山元町ふるさと振興事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

- (1) 行政区 山元町行政区設置に関する規則（昭和45年山元町規則第1号）に規定する行政区をいう。
 - (2) まちづくり団体 PTA、女性団体、老人会、青少年育成会、地域のボランティア団体その他これに類する団体で構成された組織をいう。
 - (3) NPO法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定するもので、主たる事務所の所在地が町内にあるNPO法人をいう。
- 2 前項に規定する団体等は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。
 - (1) 5人以上の構成員がいること。
 - (2) 事務所等の活動拠点が町内にあり、活動する区域が主に町内であること。
 - (3) 代表者や運営方法等を規約等で定めていること。
 - (4) 政治、宗教を目的としていないこと。
 - (5) 山元町暴力団排除条例（平成25年山元町条例第12号）第2条第2号から第4号に定めるものでないこと。

(補助対象活動)

第6条 前条に規定する補助の対象となる活動内容は、次の各号に掲げるソフト事業を原則とする。

- (1) 産業の担い手育成や人材育成、交流等を目的とする国内先進地や姉妹都市等への視察研修
- (2) 営利を目的とせず、地域における社会福祉の増進、環境の保全、教育及び文化の向上、地

域づくりの推進、国際交流推進など、不特定多数の町民の利益増進を目的とする、まちづくり活動

(3) 地域の課題や活性化に対し、人材や地域資源の活用などにより、ビジネスの手法を取り入れ解決していくコミュニティビジネス。ただし、この場合は、ハード整備についても対象とする。

(4) その他、特に地域振興に資すると認められる活動

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する活動又は経費について、補助対象としないものとする。

(1) 町から他の補助金等の交付を受けている活動又は交付を予定している活動

(2) 宗教的、政治的宣伝意図のある活動

(3) 従来から通例的に継続して実施されている活動

(4) 団体の運営経費

(5) 食糧費に相当する経費

(6) その他、社会通念上適切でないと認める経費

(補助金等の額)

第7条 補助金の額等は、別表のとおりとする。この場合において、国、県等から他の補助金等の交付を受けている活動又は交付を予定している活動で同一の補助対象経費があるときは、補助対象経費から国、県等からの補助金等を減じた額を補助対象経費とするものとする。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りでない。

2 補助金の額の決定にあたって、千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業実施日の30日前までに、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、委員会に諮り補助金の交付を適当と認めた者に対し、補助金交付決定通知書（様式第2号）を交付する。ただし、交付決定通知書には必要な条件を付することができる。

(補助金の概算払)

第9条 推進事業を実施する団体等は、補助金の概算払を受けようとするときは、山元町ふるさと振興基金補助金概算払請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の精算)

第10条 前条で概算払を受けた団体等は、補助金の額の確定後、速やかに精算しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後1か月以内の実績報告書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。また、活動の成果について町広報紙やホームページ等に掲載するなど、広く町民に公開するものとする。

- (1) 事業報告書(写真、ビデオテープ等も含む。)
- (2) 収支決算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の返還等)

第12条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号に該当するときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を使用しないとき、又はその支出額が予算額に比べて著しく少額の場合
- (3) 補助金を目的外に使用したとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年11月4日告示第93号)

この告示は、平成24年11月5日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日告示第28号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年5月23日告示第53号)

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

附 則 (平成31年1月23日告示第2号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月19日告示第73号）

この告示は、令和4年5月19日から施行し、改正後の山元町ふるさと振興基金運用要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

別表（第7条関係）

	国内研修	まちづくり活動 コミュニティビジネス	特に地域振興 に資する活動
行政区及びまちづくり団体	補助金の額は、補助対象経費の額の50%以下とし、補助限度額は10万円とする。	補助金の額は、補助対象経費の額の90%以下とし、補助限度額は50万円とする。 複数年度にわたり継続して補助金の交付を受ける場合は、補助対象経費の額に対し、最初に交付を受けた年度から起算して2年目は70%以下、3年目は50%以下とし、補助限度額はそれぞれ30万円、20万円とする。 なお、補助期間は、3年以内とする。	補助金の額は、補助対象経費の額の90%以下とし、補助限度額は50万円とする。
行政区 (複数)	補助金の額は、補助対象経費の額の50%以下とし、補助限度額は10万円に算定率(1行政区を1とし、行政区数が1増えるごとに、0.5を加算する率をいう。以下同じ。)を乗じた額とする。	補助金の額は、補助対象経費の額の90%以下とし、補助限度額は50万円に算定率を乗じた額とする。 複数年度にわたり継続して補助金の交付を受ける場合は、補助対象経費の額に対し、最初に交付を受けた年度から起算して2年目は70%以下、3年目は50%以下とし、補助限度額はそれぞれ30万円、20万円に算定率を乗じた額とする。 なお、補助期間は、3年以内とする。	補助金の額は、補助対象経費の額の90%以下とし、補助限度額は50万円に算定率を乗じた額とする。

<p>N P O 法 人</p>	<p>補助金の額は、補助対象経費の額の50%以下とし、補助限度額は10万円とする。</p>	<p>補助金の額は、補助対象経費の額の50%以下とし、補助限度額は15万円とする。</p> <p>複数年度にわたり継続して補助金の交付を受ける場合の補助限度額は、最初に交付を受けた年度から起算して2年目は10万円、3年目は5万円とする。</p> <p>なお、補助期間は、3年以内とする。</p>	<p>補助金の額は、補助対象経費の額の50%以下とし、補助限度額は30万円とする。</p>
----------------------	---	---	---

様式第1号（第8条関係）

山元町ふるさと振興基金補助金交付申請書

年 月 日

山元町長 殿

住 所
申請者
氏 名
電 話

印

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、補助金を交付くださいますよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業計画書
- 3 収支予算書

山元町ふるさと振興基金補助金
交 付 決 定 通 知 書

年 月 日

申請者

_____ 殿

山元町長

年 月 日付けで申請のあった、標記に係る補助金交付申請を審査した結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金交付を 可 否 とします。

2 補助金額 円

3 交付の条件

年 月 日

山元町長 殿

申請者 住所
氏名 印

山元町ふるさと振興基金補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山元町ふるさと振興基金補助金について下記により金 円
の概算払いを請求します。

記

事業名		
事業費		円
交付決定額 (A)		円
受領済額 (B)		円
今回請求額 (C)		円
残額 (A-B-C)		円
振込先	1. 金融機関名	
	2. 支店名	
	3. 口座種別	
	4. 口座名義	
	5. 口座カナ名義	
	6. 口座番号	

様式第4号（第11条関係）

山元町ふるさと振興基金実績報告書

年 月 日

山元町長 殿

住 所
報告者
氏 名
(TEL
印
)

標記に係る補助金の交付を受け事業を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額
- 2 事業の目的
- 3 事業期間
- 4 事業報告書
- 5 収支決算書